

議案第 10 号

富津市税条例の一部を改正する条例の制定について

富津市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 24 年 2 月 21 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

たばこ税の税源移譲を行う等のための「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 115 号）、個人住民税の均等割の税率を暫定的に引き上げる等のための「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」（平成 23 年法律第 118 号）等の施行に伴い、条例の一部を改正するものである。

## 富津市税条例の一部を改正する条例

富津市税条例（昭和46年富津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項第3号中「同法第66条の11の2第3項に規定する認定特定非営利活動法人」を「特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人」に改める。

第54条第7項中「第10条の2の11」を「第10条の2の10」に改める。

第95条中「4,618円」を「5,262円」に改める。

附則第9条を次のように改める。

### 第9条 削除

附則第16条の2第1項中「2,190円」を「2,495円」に改める。

附則第25条第1項中「この条において」を「この項において」に、「）については」を「）がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り、以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「平成24年度以後の年度分」の次に「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成23年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成23年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を削り、第5項を第3項とする。

附則に次の1条を加える。

（個人の市民税の税率の特例）

第28条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の7第1項第3号の改正規定 平成24年4月1日

(2) 附則第9条の改正規定及び次条の規定 平成25年1月1日

(3) 第95条の改正規定、附則第16条の2第1項の改正規定及び附則第3条の規定 平成25年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等(この条例による改正前の富津市税条例(以下「旧条例」という。)第53条の2に規定する退職手当等をいう。)に係る旧条例附則第9条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。